

当直員用寝具類の賃貸借契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、当直員用寝具類の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約内容）

第1条 乙は、仕様書に定める当直員用寝具類（以下「契約寝具類」という。）を1組として甲の指定する場所に納入するとともに、仕様書の業務内容に従い定期的に交換を行うものとする。

（使用場所及び数量）

第2条 契約寝具類の使用場所及び数量内訳は仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約寝具類の賃貸借契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約金額及び契約保証金）

第4条 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇,〇〇〇円）
- (2) 契約保証金 金 〇〇〇,〇〇〇円

（実施に関する指示）

第5条 甲は、乙に対し賃貸借業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、賃貸借業務の実施に関して必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（業務内容の変更及び中止等）

第6条 甲は、必要があると認める場合は、賃貸借業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。

2 前項の場合において、賃貸借料又は期間を変更する場合は、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（権利の譲渡）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（賃貸借料の支払）

第8条 乙は、契約金額を12か月に分割して、毎月〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税〇,〇〇〇円）を甲に対し、毎翌月に請求するものとする。

2 甲は、毎月の業務が完了した後において、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

（遅延利息）

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払を遅延した場合においては、乙に対して支払いの日までの日数に応じ、当該未払額につき年〇%（注1）の割合で計算した額の遅延利息を支払わな

なければならない。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（損害の賠償等）

第10条 天災地変その他の不可抗力により賃借物件が滅失又は毀損したことにより使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。この場合において当該回復措置又は当該代替品の納入に要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により寝具を紛失、焼失、破損等により乙に引き渡すことができない場合、甲、乙協議し、当該寝具の減価償却等を考慮のうえ、定めた額を損害賠償として乙に支払うものとする。

（履行の追完）

第11条 甲は、乙が実施した契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、契約額の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

（催告による契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第5条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

（催告によらない契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が不正の手段により賃貸借料の支払いを受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 賃貸借事業を実施するために必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の解除権）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定による業務内容の変更に伴い、契約金額が当初の賃貸借料の3分の1以下になるとき。
- (2) 第6条第1項の規定による業務の中止期間が、履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除に伴う賃貸借料の返還）

第15条 乙は、第12条又は第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に賃貸借料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、賃貸借料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により賃貸借料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付の額につき年〇%（注2）の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

注2 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第16条 第12条又は第13条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付（注3）するものとする。

注3 契約保証金を免除した場合の条文とする。契約保証金を徴収した場合の条文は、下線部分を「乙の納付した契約保証金は、甲に帰属」とする。

2 甲は、第14条の規定により契約を解除された場合は、これにより生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(損害の賠償)

第17条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(不当介入に対する措置)

第18条 乙は、乙又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の協議)

第20条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれの1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩 手 県
代 表 者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙